

介護老人保健施設においては、入所者様を可能な限り施設医療にて対応させて頂いております。

その中で、当施設では所定疾患療養費の算定要件に該当する疾病に対し、医療提供が行われた場合は、所定疾患療養費（Ⅰ）もしくは（Ⅱ）を算定させて頂きます。

要件については、以下の通りとなり、ご入所者様の健康の為に適切に算定し、安心してお過ごしいただける様に努めて参ります。

今後ともご理解ご協力の程、宜しくお願い致します。

◇所定疾患療養費（Ⅰ）

診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載していること。

所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること

(I) を満たしていること

当該施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること

◇所定疾患療養費（Ⅰ）１日につき239単位（月1回、連続7日間まで）

◇所定疾患療養費（Ⅱ）１日につき480単位（月1回、連続10日間まで）

[illegible]